

### 子ども医療費助成制度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いについて

千葉県では、平成22年12月から小学校3年生まで助成対象とする子ども医療費助成制度を実施しているところですが、本制度の助成対象となる子どもが、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記にご留意いただきますようお願いします。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりません。
- 子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう市町村から周知されています。
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、子ども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。
- なお、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

#### 《問い合わせ先》

千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健担当 TEL 043 (223) 2332  
又は受給券を発行した市町村（電話番号は受給券の裏に記載）

**「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」の一部改正について**

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)について下記のとおり改正し、平成 23 年 3 月 10 日(保医発 0310 第 1 号)より適用することといたしましたとの通知がありましたのでお知らせいたします。

記

別添 1 の第 2 章第 1 3 部第 1 節 N 0 0 5 を次のように改める。

- (1) HER 2 遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗 HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。
- (2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)

「参考：新旧対照表」

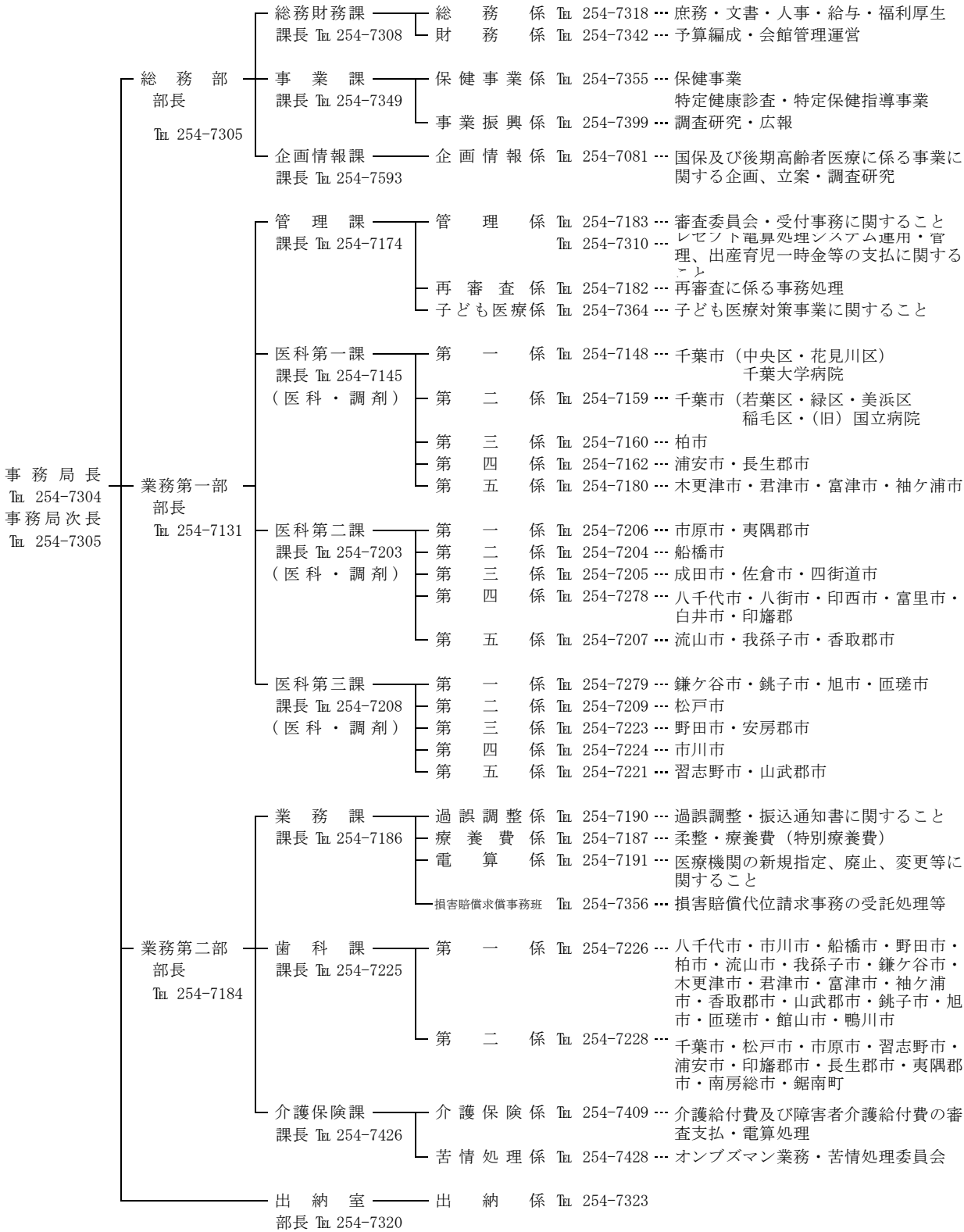
改正後	現行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第 2 章 特掲診療料	第 2 章 特掲診療料
第 1 3 部 病理診断	第 1 3 部 病理診断
N 0 0 5 HER 2 遺伝子標本作製	N 0 0 5 HER 2 遺伝子標本作製
(1) HER 2 遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗 HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。	HER 2 遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗 HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。
(2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	なお、本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
(3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。	

# 千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表

住 所 〒 263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

(電話 市外局番 043)

FAX番号 043-254-0048 (1F) 管理課・医科第一課・業務課  
 043-207-9861 (2F) 医科第二課・医科第三課・歯科課  
 043-254-7401 (3F) 総務財務課・事業課・企画情報課・介護保険課・出納室  
 043-254-7632 (増築棟2F) 管理課子ども医療係



(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	27,071	439,113	1,377,015,609	50,866.82	1,324	19,507	74,377,327	56,176.23
	入院外	1,096,161	1,738,591	1,424,137,054	1,299.20	59,010	93,592	89,160,008	1,510.93
歯科	入院	135	1,044	4,695,636	34,782.49	3	8	34,539	11,513.00
	入院外	247,817	504,711	30,204,516	121.88	14,588	30,060	17,561,179	1,203.81
調剤	675,174	826,854	703,771,644	1,042.36	36,296	43,408	41,127,588	1,133.12	
訪問看護	1,014	6,068	63,261,980	62,388.54	69	474	5,110,250	74,061.59	
支払総額	2,047,372 28,070,908,711 円				111,290 1,564,083,817 円				

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	32,942	600,023	1,662,638,319	50,471.69
	入院外	661,428	1,222,090	1,047,464,817	1,583.64
歯科	入院	61	479	1,695,226	27,790.59
	入院外	89,009	187,835	119,844,746	1,346.43
調剤	430,056	566,858	612,992,037	1,425.38	
訪問看護	1,092	7,522	76,784,900	70,315.84	
支払総額	1,214,588 31,023,577,721 円				

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	27,174	403,335	1,291,032,632	47,509.85	1,362	18,383	77,376,021	56,810.59
	入院外	1,076,777	1,715,053	1,388,693,881	1,289.68	58,023	91,953	85,815,544	1,478.99
歯科	入院	138	954	3,943,218	28,574.04	8	52	243,187	30,398.38
	入院外	251,085	515,892	319,961,533	1,274.32	14,707	30,336	18,558,329	1,261.87
調剤	663,405	812,011	691,512,543	1,042.37	35,328	42,182	39,926,492	1,130.17	
訪問看護	1,010	5,818	61,324,550	60,717.38	72	490	5,391,800	74,886.11	
支払総額	2,019,589 27,223,065,185 円				109,500 1,563,838,421 円				

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	33,188	555,855	1,562,401,667	47,077.31
	入院外	655,245	1,205,653	1,024,380,598	1,563.36
歯科	入院	66	633	2,031,693	30,783.23
	入院外	90,402	192,066	127,660,809	1,412.15
調剤	423,884	556,761	594,067,202	1,401.49	
訪問看護	1,039	7,072	72,765,250	70,033.93	
支払総額	1,203,824 29,794,362,728 円				

お詫びと訂正

平成 23 年 3 月 15 日発行国保ニュース第 187 号におきまして、千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表(資料)に誤りがありましたので、お詫びと訂正をいたします。

保険者名	保険者番号	被保険者証の番号	
		誤	正
柏市	120170	6桁～8桁	6桁

編集・発行人

発行 平成23年5月13日  
 発行所 千葉県稲毛区天台6丁目4番3号  
 千葉県国民健康保険団体連合会  
 電話 (043)254-7174  
 発行責任者 橋本 秀夫  
 編集責任者 杉田 さと子  
 印刷所 (株) さくら印刷